



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

被害急増！！

これが実際に届いた架空請求のハガキです！！

平成29年4月ころから届いているもの

平成29年9月ころから届いているもの

平成29年10月ころ届いたもの

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 []

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされた事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年 []

民事訴訟管理センター

〒 []

東京都 []

消費者相談窓口 03-[]

受付時間 9:00～20:00

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)392 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年10月 []

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター

東京都千代田 []

取り下げ等のお問合せ窓口 03-[]

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

民事訴訟通告書

対象者記号 (ふ)1158号

本通知書は当該企業より提出されました訴訟手続きに関しまして裁判所での受理がなされた事をお知らせする最終通告書と致します。

【内容の旨】

1. 当該企業は被告に対し契約不履行及び契約金の不払いを申し立て対応により**財産の差押え執行を要求する。**
2. 裁判における費用、損失は被告に加算請求を求める。
3. 本通知をもって最終通告とする。
4. 反論に関しては異議申し立て手続きを求める。

上記事項が当該企業様より貴方様への要求となっておりますが当センターでは中立的立場にて穏便な解決に向けてご相談を受け付けております。(内容に関する御問合せはプライバシー保護の観点からご本人様のみと致します)

ご連絡がない場合に関しましては原告の要求内容の判決が下されます。判決後は速やかに執行官立会いの下財産の差押え等が執行される恐れがありますので必ず異議がある場合はご連絡のほどお願いいたします。

【異議申立最終期日】本通知到着後3日以内

法務省管理組合 消費者トラブル総合センター

東京都 []

相談窓口(午前9時～午後5時) 03-[]

〈受付開始直後はお電話が込み合いますので時間を空けておかけ下さい〉



民事訴訟??

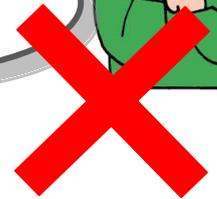
裁判??

訴訟?? 昔買った通信販売の代金かしら?
でも、ちゃんと払ったはずだけど・・・

悪い例

次々と物を買うからこういうことになるんだ!!

電話番号が書いてあるし、すぐに電話して聞いてみる!!



ダメされないために

★このようなハガキが自宅に届いても、絶対に連絡せず、最寄りの警察署に相談してください!!